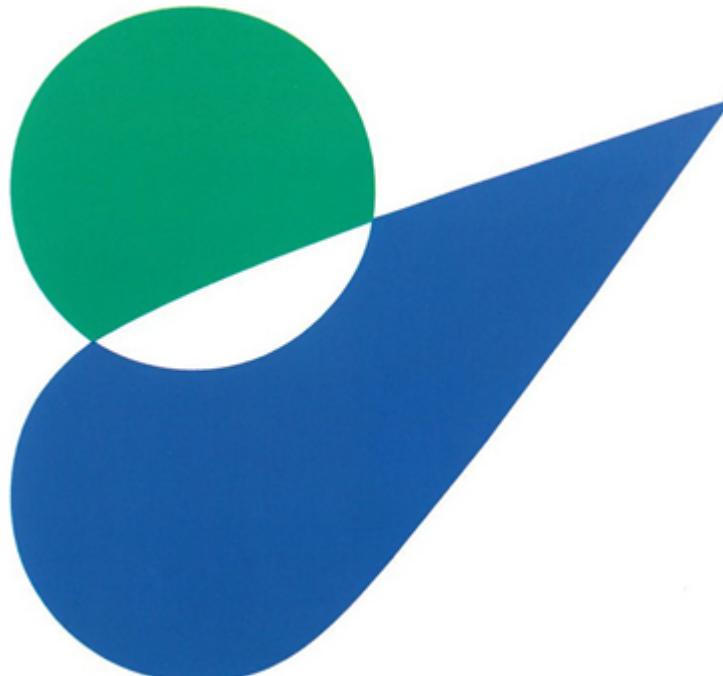


経営レポート

令和7年度上半期 経営情報

(令和7年9月末現在)



山口県信用組合

ごあいさつ

皆様には、平素より山口県信用組合をお引き立て頂き、厚くお礼申し上げます。

当組合は、経営情報を積極的かつ公正に開示し、地域の皆様に山口県信用組合の現況をよりよく知っていただくために、年度末（3月末）の情報開示に加え、中間期（9月末）の情報開示を行っております。

本年も上半期の現況を取りまとめた「経営レポート2025」（令和7年度上半期）を発刊いたしました。

今後も、皆様のお役に立つよう努力してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

このミニディスクロージャー誌が、当組合を深くご理解頂くうえで、ご参考になれば幸いに存じます。

令和7年11月
山口県信用組合

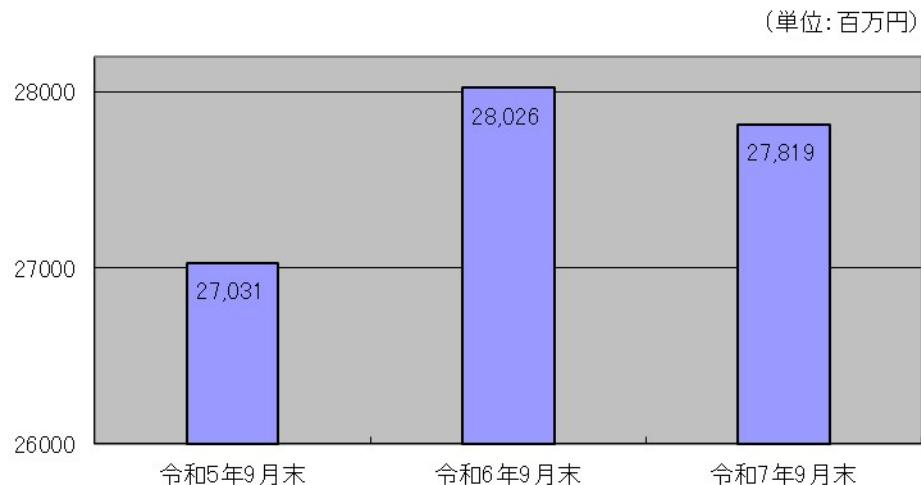
CONTENTS

1. 預金・貸出金の状況
2. 有価証券の時価情報
3. 利益金の推移
4. 自己資本比率
5. 金利リスクに関する事項
6. リスク管理債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況
7. 主要な経営諸指標
8. キヤッショコナーでの犯罪防止の取組み
9. 苦情処理措置・紛争解決措置について
10. 店舗等のご案内

1. 預金・貸出金の状況

預金の推移

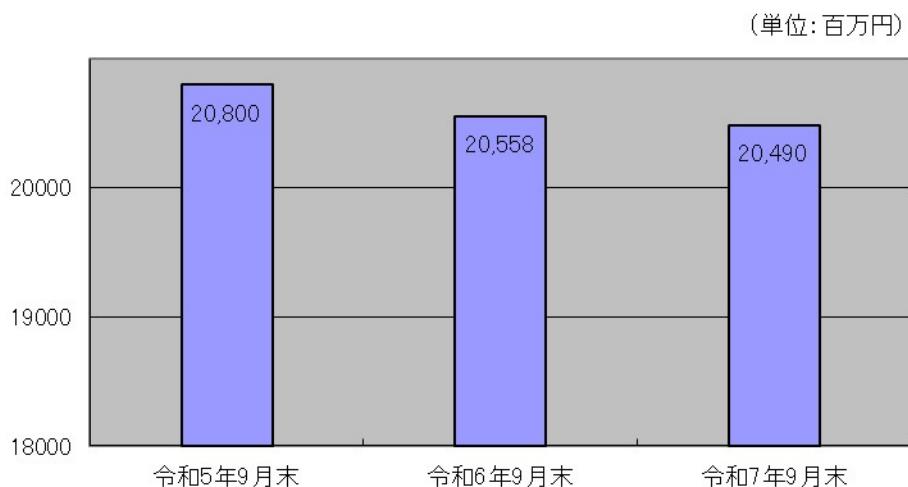
預金は、地域の皆様から主として普通預金や定期預金でお預りしております。令和7年9月末の残高は27,819百万円となり、令和6年9月末の残高より206百万円減少しました。



貸出金の推移

貸出金は、地域の皆様の信頼に応えるべく健全な資金需要に積極的な姿勢で取り組み、担保や保証に過度に依存しない企業向け融資や住宅ローンを中心とした個人向け融資の拡大に努めています。令和7年9月末の残高は20,490百万円となり、令和6年9月末の残高より68百万円減少しました。

なお、令和7年9月末現在の業種別貸出状況は、別表「貸出金業種別残高・構成比」のとおりです。



貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業種別	令和6年9月末		令和7年9月末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	968	4.7	915	4.5
農業、林業	10	0.1	7	0.0
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	3,075	15.0	2,815	13.7
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	2	0.0
情報通信業	52	0.3	42	0.2
運輸業、郵便業	339	1.7	245	1.2
卸売業、小売業	1,545	7.5	1,547	7.6
金融業、保険業	0	0.0	0	0.0
不動産業	2,366	11.5	2,185	10.7
物品賃貸業	150	0.7	100	0.5
学術研究、専門・技術サービス業	8	0.0	9	0.0
宿泊業	—	—	—	—
飲食業	742	3.6	693	3.4
生活関連サービス業、娯楽業	135	0.7	149	0.7
教育、学習支援業	—	—	—	—
医療、福祉	144	0.7	358	1.8
その他のサービス	744	3.6	663	3.2
その他の産業	—	—	—	—
小計	10,285	50.0	9,738	47.5
地方公共団体	232	1.1	284	1.4
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	10,040	48.8	10,466	51.1
合計	20,558	100.0	20,490	100.0

(注) 本表の金額は、単位未満を切り捨てて表示しているため、掲載金額の合計と表中の合計欄の金額が一致しない場合があります。以下の各表の金額についても同様であります。

2. 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

区分	令和6年9月末			令和7年9月末		
	帳簿価格	時価	評価損益	帳簿価格	時価	評価損益
満期保有目的債券	1,504	1,504	—	1,604	1,604	—
国債	—	—	—	—	—	—
社債	1,504	1,504	—	1,604	1,604	—
その他	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	3,674	3,670	△3	4,507	4,635	127
国債	300	300	0	—	—	—
社債	2,000	1,970	△29	2,500	2,439	△60
株式	476	499	22	686	781	95
その他	896	899	2	1,321	1,413	92
合計	5,178	5,174	△3	6,111	6,239	127

(注) 有価証券の評価は、時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。

3. 利益金の推移

令和7年9月仮決算（半年間）でどれくらいの利益を上げているのか、収益力を示す6つの利益指標でご報告します。

(単位：百万円)

	令和5年9月（半年）	令和6年9月（半年）	令和7年9月（半年）
業務純益	37	39	55
実質業務純益	37	37	54
コア業務純益	38	41	67
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	38	40	58
経常利益	117	56	45
当期純利益	112	50	30

「業務純益」 預金業務・貸出業務・為替業務などの金融機関本来の業務の収益力を示す指標で、一般企業の営業利益に該当します。令和7年9月期の業務純益は55百万円、コア業務純益は67百万円となりました。

業務純益＝業務収益－業務費用（一般貸倒引当金繰入額を含む）

実質業務純益＝業務純益+一般貸倒引当金繰入額

コア業務純益＝業務純益+一般貸倒引当金繰入額－国債等債券の売却・償還に係る損益

「経常利益」 金融機関の通常業務による利益のことで、業務純益に諸引当金の積増等による損益を加減した利益のことです。令和7年9月期の経常利益は45百万円となりました。

「当期純利益」 経常利益に特別な利益や損失を加減して、法人税等の税金を控除し法人税等調整額を加減した後の最終的な利益のことです。令和7年9月期の当期純利益は、30百万円となりました。

(注) 令和7年9月の計数は法律による中間決算が義務付けられておりませんので、当組合の仮決算速報ベースに基づき掲載しております。

4. 自己資本比率

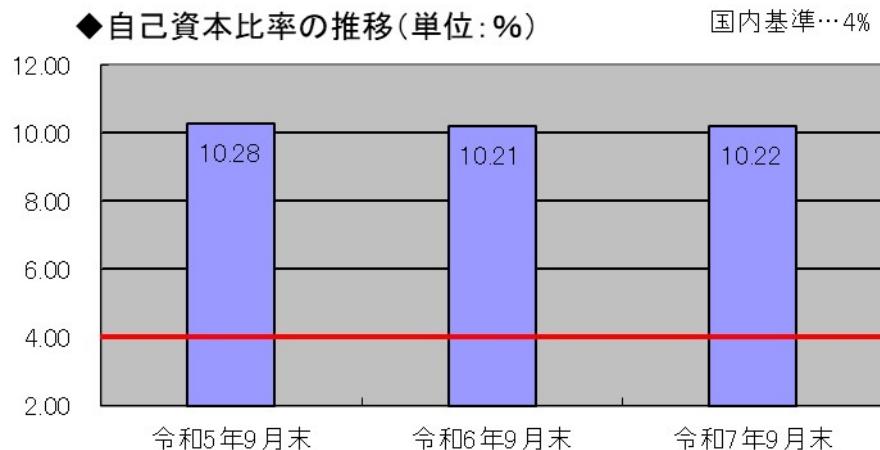
自己資本比率は、経営の安全性・健全性を判断する重要な指標の1つであり、令和7年9月末の当組合の自己資本比率は10.22%となりました。自己資本額は2,150百万円、リスク・アセットは21,036百万円となり、令和7年9月期比0.01P上昇し、国内基準の4%を大きく上回っております。

自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	令和7年9月末
コア資本に係る基礎項目 (1)	
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	1,991
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,101
うち、利益剰余金の額	889
うち、外部流出予定額 (△)	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	163
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	163
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,154
コア資本に係る調整項目 (2)	
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	4
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	4
自己資本	
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	2,150
リスク・アセット等 (3)	
信用リスク・アセットの額の合計額	20,234
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額	802
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	21,036
自己資本比率	
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.22%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規程に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。



5. 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB: 金利リスク						
項番		イ	ロ	ハ	ニ	
		Δ EVE		Δ NII		
		令和6年9月末	令和7年9月末	令和6年9月末	令和7年9月末	
1	上方パラレルシフト	528	514	17	27	
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0	
3	ステイープ化	368	374			
4	フラット化	0	0			
5	短期金利上昇	71	63			
6	短期金利低下	0	0			
7	最大値	528	514	17	27	
		ホ		ヘ		
		令和6年9月末		令和7年9月末		
8	自己資本の額	2,107		2,150		

当局の開示定義に従い、Δ EVE のプラス表示は経済的価値減少を示しています。

Δ EVEについて

令和7年9月末のΔ EVEで計測した金利リスクは、規制で定められた3つの金利シナリオの内、上方パラレルシフトにおいて最大となり、自己資本2,150百万円に対し最大リスク量は514百万円となります。

(Δ EVE算出の前提)

流動性預金については、金利改定の平均満期を2.5年、最長満期を5年とし、流動性預金全体に占めるコア預金の割合は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を用いています。

複数通貨の集計方法については、通貨間の金利の相関を考慮せずに合算しています。

6. リスク管理債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区分	令和6年9月末	令和7年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	307	781
危険債権額	1,451	1,021
要管理債権	11	10
三月以上延滞債権額	11	10
貸出条件緩和債権額	0	0
不良債権計(A)	1,771	1,813
保全額(B)	1,762	1,800
担保・保証額(C)	1,084	1,054
個別貸倒引当金(D)	677	746
一般貸倒引当金(E)	0	0
担保・保証等、引当金による保全率(B)/(A)	99.50	99.28
引当率((D)+(E))/((A)-(C))	98.71	98.28
正常債権(F)	18,879	18,698
総与信残高(A)+(F)	20,650	20,512

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
- 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
- 「担保・保証額」(C)とは、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「個別貸倒引当金」(D)とは、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に対して個別に引当計上した額の合計額です。
- 「一般貸倒引当金」(E)とは、貸借対照表上的一般貸倒引当金の額のうち、「要管理債権」に対して引当てた額です。
- 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）です。

7. 主要な経営諸指標

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	資産の部		科 目	負債及び純資産の部	
	令和6年9月期	令和7年9月期		令和6年9月期	令和7年9月期
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	580	625	預 金 積 金	28,026	27,819
預 け 金	3,997	3,014	借 用 金	—	—
有 価 証 券	5,174	6,239	そ の 他 負 債	44	70
貸 出 金	20,558	20,490	賞 与 引 当 金	16	17
そ の 他 資 産	227	223	退職給付引当金	10	12
有形固定資産	391	399	役員退職慰労引当金	9	5
無形固定資産	4	4	その他の引当金	43	57
繰延税金資産	11	—	債 務 保 証	82	13
債務保証見返	82	13	負債の部合計	28,233	28,017
貸 倒 引 当 金	▲843	▲909	(純資産の部)		
(うち個別貸倒引当金)	(▲678)	(▲746)	出 資 金	705	701
			資 本 準 備 金	400	400
			利 益 剰 余 金	851	889
			組合員勘定合計	1,957	1,991
			その他有価証券評価差額金	△3	92
			純資産の部合計	1,953	2,083
資産の部合計	30,186	30,100	負債及び純資産の部合計	30,186	30,100

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和6年9月期	令和7年9月期	科 目	令和6年9月期	令和7年9月期
経 常 収 益	288	331	経 常 利 益	56	45
資金運用収益	245	280	特 別 利 益	—	—
(うち貸出金利息)	(188)	(192)	特 別 損 失	—	—
役務取引等収益	10	17	税引前当期(中間)純利益	56	45
その他業務収益	0	1	法人税、住民税及び事業税	6	15
その他経常収益	31	31	法人税等調整額	—	—
経 常 費 用	232	285	当期(中間)純利益	50	30
資金調達費用	13	25			
(うち預金利息)	(13)	(25)			
役務取引等費用	23	25			
その他業務費用	5	13			
経 費	176	180			
その他経常費用	15	41			

8. キャッシュコーナーでの犯罪防止の取組み

当組合では、お客様の大切なご預金をお守りするため、積極的にセキュリティの強化に取組んでいます。

- ① 暗証番号は、当組合のATMで変更出来ます。

ATMでの暗証番号の変更が隨時に何回でも可能です。「生年月日」、「電話番号」、「車のナンバー」、「自宅の番地」等の他人に推測されやすい暗証番号をお使いの場合には、速やかに変更することをお勧めします。

- ② 当組合のATMには「覗き見防止フィルター」と「後方確認ミラー」を取り付けています。
③ 1日の利用限度額の設定が行えます。

限度額上限につきましては、お客様の口座ごとに1日の払出限度額と振込限度額がそれぞれ上限200万円で増減変更可能としております。詳しくは営業店窓口へお問い合わせ下さい。

- ④ 偽造・盗難キャッシュカード被害への補償について

当組合が定める規程に従い、被害に遭われたお客様に対して補償を行う制度を導入しております。詳しい内容は営業店窓口へお問い合わせください。

- ⑤ ATMコーナーへの盗撮用カメラに対する対応について

当組合では、ATMコーナーに盗撮用カメラが取り付けられていないか、1週間に1回点検し、お客様の安全に配慮しています。

- ⑥ 高齢者（70歳以上）のお客様の振込制限について

当組合では、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害を少しでも減らすことを目的に取り組んでおります。過去3年以上カード振込を行っておられない70歳以上のお客様は、カード振込（1,000円以上）が出来ないようにシステム対応をさせていただいております。ご利用予定のあるお客様は、各店窓口にご相談ください。

【キャッシュカード紛失・盗難時の緊急連絡先】

受付曜日	受付時間	連絡先電話番号	連絡先名称
平 日	9:00~17:30	(お取引店電話番号) 0836-83-2563	(お取引店名) 本店営業部
		0836-83-2413	高千帆支店
		0836-41-0888	西宇部支店
		0836-73-0010	厚狭支店
		047-498-0151	信組ATMセンター (自動機集中監視センター)
土 曜 日 曜 祝 日	0:00~24:00	047-498-0151	信組ATMセンター (自動機集中監視センター)

多発する「振り込め詐欺」にご注意下さい。

ご家族や税務署、市役所、社会保険事務所等を装い、電話でお金を振り込ませる「オレオレ詐欺」や「還付金詐欺」による被害が多発しています。

＜被害防止のポイント＞

- 不審な電話があった場合は、一旦電話を切って事実の有無を確認する。
- ATMへの誘い出しがあった場合は、詐欺を疑う。
- 多額の振り込みを急がせる電話は、詐欺を疑う。

すぐに振り込まない

一人で振り込まない

確認をする

9. 苦情処理措置・紛争解決措置について

(1) 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

〔窓口：総務部お客様相談室〕 電話：0836-84-3300

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除きます。）

受付時間：午前9時～午後5時

〔窓口：各営業店〕

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除きます。）

受付時間：午前9時～午後5時

(2) 紛争解決措置

〔窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所〕

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除きます。）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）

〔窓口：中国ブロックしんくみ苦情等相談所（中国ブロック信用組合協議会）〕

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除きます。）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：082-247-7363

住所：〒730-0044 広島市中区宝町9番11号（信用組合会館内）

○広島弁護士会 仲裁センター （電話：082-225-1600）※事前に当組合相談室にご相談下さい。

○東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

○第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

○第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

ご利用を希望されるお客様は、上記の総務部お客様相談室または窓口までお申し出下さい。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。

10. 店舗等のご案内

地域の皆様へ、キメ細やかなサービスを提供します

（1）営業区域

山陽小野田市・宇部市・美祢市・山口市（旧佐波郡徳地町及び旧阿武郡阿東町を除く）

（2）店舗のご案内

本 部 〒756-0824 山陽小野田市中央一丁目 2 番 40 号

TEL 0836-84-3300(代)

本店営業部 〒756-0824 山陽小野田市中央一丁目 2 番 40 号

TEL 0836-83-2563(代)

高千帆支店※ 〒756-0091 山陽小野田市日の出三丁目 8 番 3 号

TEL 0836-83-2413(代)

西宇部支店※ 〒759-0208 宇部市西宇部南三丁目 2 番 28 号

TEL 0836-41-0888(代)

厚狭支店※ 〒757-0001 山陽小野田市厚狭一丁目 2 番 22 号

TEL 0836-73-0010(代)

※の店舗については、窓口営業時間が 9:00～11:30、12:30～15:00 となっております。

本店営業部の窓口営業時間は 9:00～15:00 です。

店舗外キャッシュコーナー（2出張所）

ウェスタまるき中川店出張所		埴生出張所（ドライブインみちしお横）	
ご利用時間	平 日 9:30～20:00	ご利用時間	平 日 8:00～20:00
	土 曜 日 9:30～17:00		土 曜 日 9:00～17:00
	日曜・祝日 9:30～17:00		日曜・祝日 9:00～17:00

※ATM 利用手数料が必要となる時間帯もございます。

◎セブン銀行 ATM

ご利用時間	平 日 7:00～22:00
	土 曜 日 7:00～22:00
	日曜・祝日 7:00～22:00

※ATM 利用手数料が必要となる時間帯もございます。



本 部	〒756-0824	山陽小野田市中央一丁目2番40号
	TEL	0836-84-3300 (代)
本店営業部	〒756-0824	山陽小野田市中央一丁目2番40号
	TEL	0836-83-2563 (代)
高千帆支店	〒756-0091	山陽小野田市日の出三丁目8番3号
	TEL	0836-83-2413 (代)
西宇部支店	〒759-0208	宇部市西宇部南三丁目2番28号
	TEL	0836-41-0088 (代)
厚狭支店	〒757-0001	山陽小野田市厚狭一丁目2番22号
	TEL	0836-73-0010 (代)

URL <https://www.yamaguchiken.shinkumi.jp>